

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

男鹿市長 菅原 広二

市町村名 (市町村コード)	男鹿市 (05260)
地域名 (地域内農業集落名)	五里合地区 (ほか場整備地区を除いた神谷、中石、箱井、琴川、鮪川)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月18日 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

中心地域では場整備が最近行われたことから、それ以外の田畑及び和梨の果樹園の地域の担い手について考える必要がある。どちらについても若い担い手不足が課題であり、今後は集落や地区外からの担い手の確保が必要である。
・中石地区は県内でも有数の和梨の産地となっているが、後継者が不足してきており、深刻な問題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

ほか場整備された箇所を除いた全集落の農地利用については、中心経営体である認定農業者や認定新規就農者が担うほか、今後も認定新規就農者の受入れを促進することで対応していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	191.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	191.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

現在、耕作がおこなわれており、10年後も耕作が見込まれる農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、入作を希望する地区内外の認定農業者や認定新規就農者等の受入を促進することで農地の集約化を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <p>生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、集落等の話合いの中で、将来基盤整備への取組も含めた話合いを行っていく。 多面的機能支払交付金事業を活用し、計画的に水路や農道などの施設の長寿命化に努める。</p>
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>関係機関と連携し、認定農業者や新規就農者の確保に努めるとともに、担い手の育成・支援を図る。</p>
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>作業効率の向上が期待できる作業については、委託の活用を検討していく。</p>

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

水稲等有害鳥獣駆除（春・秋）や箱わな捕獲（園芸作物等）により農作物の被害防止に取り組む。